

横浜市歴史博物館来館者対応等業務委託

プロポーザル募集要項

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

1 横浜市歴史博物館 一生涯学習と文化創造の拠点一

横浜市歴史博物館は、平成7年（1995）1月31日に、横浜市の通史を扱う歴史博物館として「横浜に生きた人々の生活の歴史」をテーマとして開館しました。ビジュアルで親しみやすい常設展示室、考古・歴史・民俗・美術の各分野からさまざまな視点で横浜の歴史を相対化する展覧会を開催する企画展示室、またさまざまな体験を通して楽しみながら歴史を学ぶ体験学習室、横浜の歴史に関する数多くの書籍を供えた図書閲覧室等の施設を備え、展示だけではなく、講座や講演会、ワークショップなどの催しを開催しています。隣地には、港北ニュータウン開発にともなう発掘調査で明らかになり、その重要性から国の史跡に指定された弥生時代の環濠集落である大塚遺跡とその墓地である歳勝土遺跡を保存・活用する大塚歳勝土遺跡公園があり、復元された堅穴住居や高床倉庫を含めて弥生時代のくらしの様子を体験できます。常設展や企画展、講座やワークショップを通じて、生涯学習施設として老若男女の様々な知的欲求に応えているほか、初めて通史を学ぶ小学校6年生の学校団体見学や4年生の吉田新田学習や3年生の昔のくらし学習などの訪問授業に対応し、子どもたちの学びに寄与しています。

一方で、近年博物館には、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携することによって、地域の活性化や社会課題の解決に寄与することも求められています。地域や市民の団体と連携した催しも活発に行ってています。

2 事業の趣旨・目的

横浜市都筑区に位置する横浜市歴史博物館は、平成7年1月31日に開館し、令和7年1月に開館30周年を迎えました。横浜の歴史・文化の情報発信地として、地域の人々と連携・協力しながらさまざまな事業を行ってきました。来館者の横浜市域の歴史をより広く、深く知りたい、学びたいという意欲に応えるべく、さらに魅力的な博物館を目指してゆきます。

博物館の窓口である来館者対応等業務は、お客様の第一印象を決定する重要な業務であり、来館者に満足していただけるよう、充実したサービスの提供に努める必要があります。

一方博物館を取り巻く昨今の財政的な状況は一層厳しくなっており、豊富な経験を培ってこられた専門業者に、多様性や社会的包摂を踏まえた接客方法とサービスの提供はもちろん、従来の配置や人員体制に捉われず、当館の建物や設備、ミュージアムショップを最大限に生かし、その魅力を高めるとともに、効率的な運営方法と収益向上に資する具体的提案を期待しています。

3 業務概要

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| （1） 業務名 | 横浜市歴史博物館来館者対応等業務委託 |
| （2） 業務内容 | 「仕様書」のとおり |
| （3） 委託期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間） |
| （4） 契約上限金額 | ¥102,000,000-（税抜） |
| （5） その他 | 本契約の締結は、当財団が令和8年度の指定管理者に選定されることを前提とする |

4 参加資格要件等

プロポーザルに参加する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 博物館・美術館等で来館者対応等業務を連続して2年以上受託した実績があること。
- (4) 企画提案募集開始日から締切日までの期間に、国及び地方自治体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 公示 | 令和7年12月15日（月） |
| (2) 現地説明会 | 令和7年12月18日（木） 16時から |
| (3) 質問受付〆切 | 令和7年12月19日（金） 17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和7年12月23日（火） |
| (5) 参加表明書〆切 | 令和7年12月26日（金）まで |
| (6) 提案書の提出〆切 | 令和8年 1月14日（水） |
| (7) ヒヤリング・審査 | 令和8年 1月20日（火） |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年 1月23日（金） |

6 現地説明会

希望する提案者には現地説明会を開催する。（自由参加・事前申込制）

- (1) 開催日時 令和7年12月18日（木）16時から
- (2) 開催場所 横浜市歴史博物館（横浜市都筑区中川中央1-18-1）
※集合は同時刻に当館エントランスホールとする。
- (3) 申込方法

現地説明会の参加にあたっては、社名と参加予定氏名を記した文面を申込期日までに「16 担当」へ電子メールにて提出すること。

※ 郵便、持参、電話、ファックス、口頭による申込みは受けない。

※ 当日の参加者は1事業者あたり3名までとする。

(4) 申込期限 令和7年12月18(木)12時まで

7 質問書受付・回答

(1) 質問受付〆切

令和7年12月19日(金)17時まで

「16 担当」まで電子メールにて提出する。様式は自由。

※受付期間以降に届いた質問及び郵便、持参、電話、ファックス、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和7年12月23日(火) 17時(予定)までに、(公財) 横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト (<http://www.yokohama-history.org/>) に掲載する。

8 応募書類

(1) 参加表明書

様式は「参考資料」参照

提出期限: 令和7年12月26日(金) 17時まで

提出方法: 「16 担当」まで電子メールにて提出する。

(2) 提案時の提出書類

ア 企画提案書

イ 価格提案書(見積書)

ウ 法人登記簿謄本 ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可

エ 法人の定款

オ 決算書(直近のもの)

提出〆切: 令和8年1月14日(水)

※ア・イの記入方法と提出部数は「9 企画提案書並びに価格提案書」を参照すること。

ウ・エ・オは各1部を提出する。

(3) 提出方法

郵送等(書留郵便等、配達の記録が残るもの)により「16 担当」まで送付する。持参は不可。封筒の表に「企画提案書等在中」と朱書きすること。提出された書類は一切返却しない。

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者(以下、「候補者」という。)の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 企画提案書並びに価格提案書

仕様書に記載の各業務について、参考資料を参照し、下記の提案項目ごとに具体的に記載する。

図面の使用も可。また自由提案については下記の項目の中で記載すること。

(1) 企画提案書（A4版・様式自由）

ア 博物館や類似施設等における同種業務の遂行能力と実績

- i 法人の基本的情報（資本金、売上高、事業所、従業員数、経営理念、経営方針、事業内容等）
- ii 施設名、業務遂行期間、従事者数及び業務の範囲と具体的な来館者サービスの内容

イ 本業務に対する方向性と考え方

- i 博物館及び当財団の目的・活動に対する認識
- ii 本業務に対する基本的な考え方

ウ 効率的な運営と収益の向上、サービス提供に向けた具体的な提案について

- i 当博物館の建物や設備を最大限に生かした運営の効率化を図る提案
- ii ミュージアムショップの効率的な運営と収益の向上に資する提案
- iii 博物館やミュージアムショップの魅力の向上に資する提案
- iv 来館者が満足できるサービスの提供についての提案
- v 来館者の意見収集とそれを業務に反映するための提案
- vi 提案者の強みを活かした取り組みについての提案

エ 本業務の実施体制

- i 責任の所在を含めた運営スタッフの体制について
- ii 従事者の数、経験・能力、雇用形態、人員配置、ローテーション等の提案
- iii レジや現金を管理する体制について
- iv 運営スタッフのモチベーション維持・向上についての提案
- v 法人本体の支援体制について

オ 本業務遂行に関するシステム等

- i 多様な来館者への対応や、その際のシステムや仕組みについての提案
- ii 事故予防対策、事故や急病人・負傷者発生時等の緊急事態発生時の体制、従事者間の情報の連絡・共有についての提案、それらを含む、業務運営マニュアル案（目次だけでも可）。
- iii 研修についての具体的提案（内容、頻度等）

(2) 価格提案書（A4版・様式自由）

ア 提案に基づき、3年分の見積合計額と年度毎に積算した見積金額を記載する（消費税は含めない。令和9年度、10年度については、令和8年度を参考に積算すること）。

イ 下記の項目別に一式計上ではなく、積算内訳を記載する。

- i 管理運営費
- ii 研修関係費
- iii その他諸経費

ウ 配置変更に必要な什器調度等備品費は初年度に計上する。ただし、リース等により調達する場合はこの限りではない。

(3) 提出部数等

ア 企画提案書及び価格提案書は正本1部（記名・代表者印を押印したもの）と、副本8部を提

出す。

- イ 企画提案書及び価格提案書を順に並べ、通しページ番号を付けること。
- ウ 副本には記名・押印や社名を記載せず、提出者を特定できないように処理すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、すでに提出された企画提案書と内容が異なるプレゼンテーションをすることはできない。

(1) 実施日時

令和8年1月20日(火)

※開始時間の詳細は追って参加者へ連絡する。

(2) 実施場所

横浜市歴史博物館 研修室

(3) 実施にあたっての注意点

- ア プレゼンテーションの時間は25分程度(質疑応答を除く)とし、参加人数は3名以内とする。
- イ プロジェクター、HDMI端子接続ケーブル及び電源を使用できる。PC等は持参すること。
- ウ プレゼンテーションの当日に、資料等を追加で配布することはできない。
- エ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

11 評価基準・方法等

(1) 評価方法

企画提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、評価基準に基づいて、評価委員会により評価する。失格者を除いたもののうち、総合点が最も高い者を、候補者として選定する。審査は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受けない。

(2) 評価基準及び配点

ア 企画点

- | | |
|-----------------------------|-----|
| i 博物館や類似施設等における同種業務の遂行能力と実績 | 10点 |
| ii 本業務に対する方向性と考え方 | 10点 |
| iii サービス向上と効率的な運営に向けた具体的提案 | 35点 |
| iv 本業務の実施体制 | 30点 |
| v 本業務遂行に関するシステム等 | 15点 |

(3) 参加者が1者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合においても、審査の結果、評価点が70%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の3年間の合計金額が3(4)の契約上限金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和8年1月23日（金）に選定又は非選定の結果を通知する。また、同時に、（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイトで、候補者の名称、総合点および選定理由を公表する。

13 契約手続き

（1）契約の締結

候補者と当財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。契約は、価格提案書の単価等に基づき、確定した開館日数等に応じて年度毎に締結する。

（2）その他

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14 その他

- （1）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- （2）企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- （3）企画提案書及び価格提案書を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当財団から指示があった場合を除く。
- （4）企画提案書及び価格提案書を提出した後、当財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- （5）提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- （6）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

15 参考資料

- （1）博物館1, 2階の図面（現行の人員配置を含む）
- （2）令和8年年度カレンダー

令和9年、10年に関しては、まだ企画内容は決まっていないため、令和8年を参考として添付した。

16 担当

〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-18-1

横浜市歴史博物館 神谷

rekihaku01@yokohama-history.org

対応時間：9時～17時 ただし、月曜（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日から1月4日）を除く